



社会・援護局障害保健福祉部 説明資料

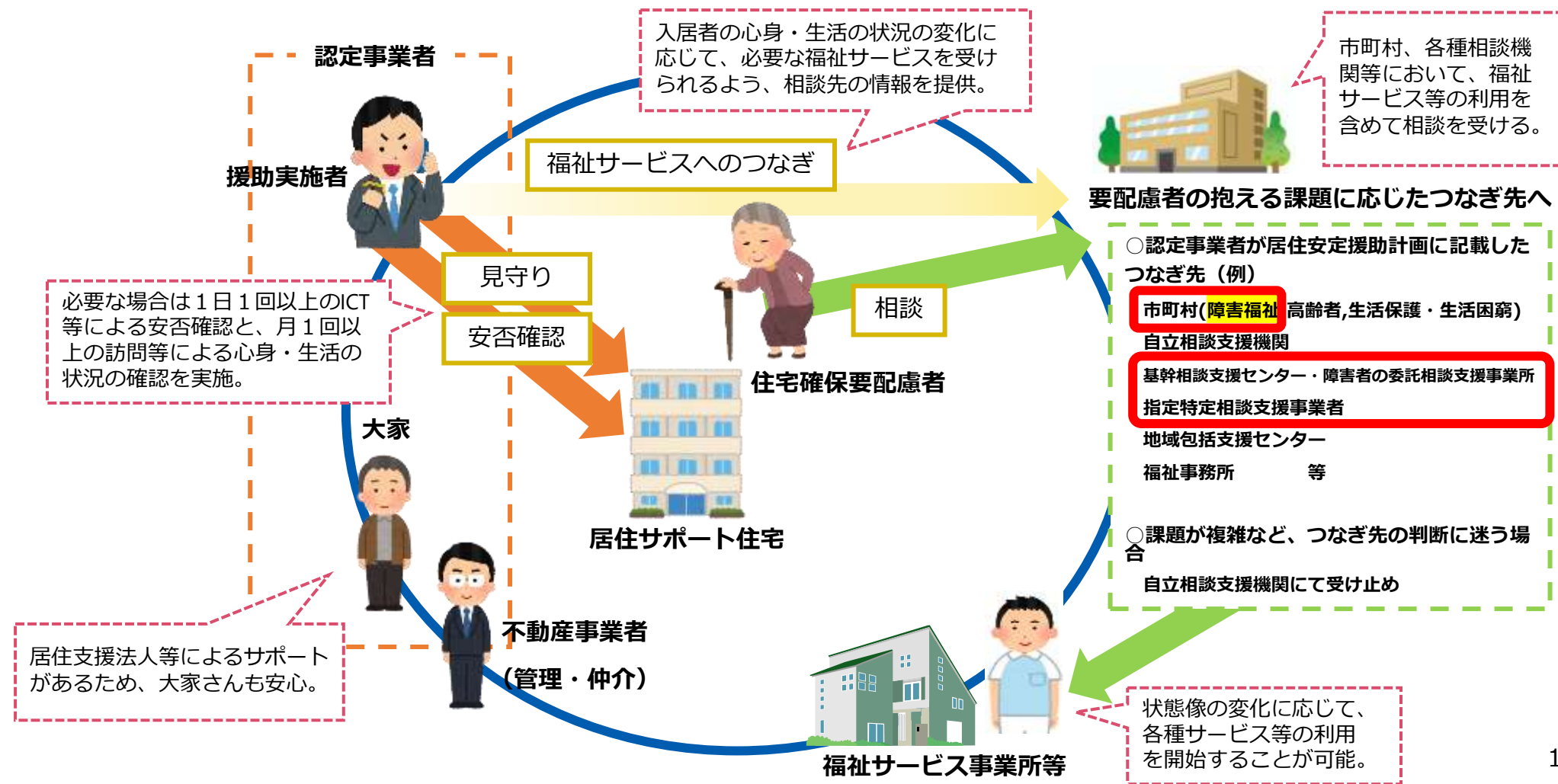
第5回住まい支援の連携強化のための連絡協議会

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室

居住サポート住宅の利用イメージ

居住安定援助による入居中のサポートを受けることで、一般住居よりも、本人、家族ともに安心して生活ができます。
また、大家が居住サポート住宅を供給するためにバリアフリー工事や防音・遮音工事を行う場合に、大家に対する改修費の補助があるほか、低額所得者が入居し一定の要件を満たす場合には家賃低廉化補助（※）があります

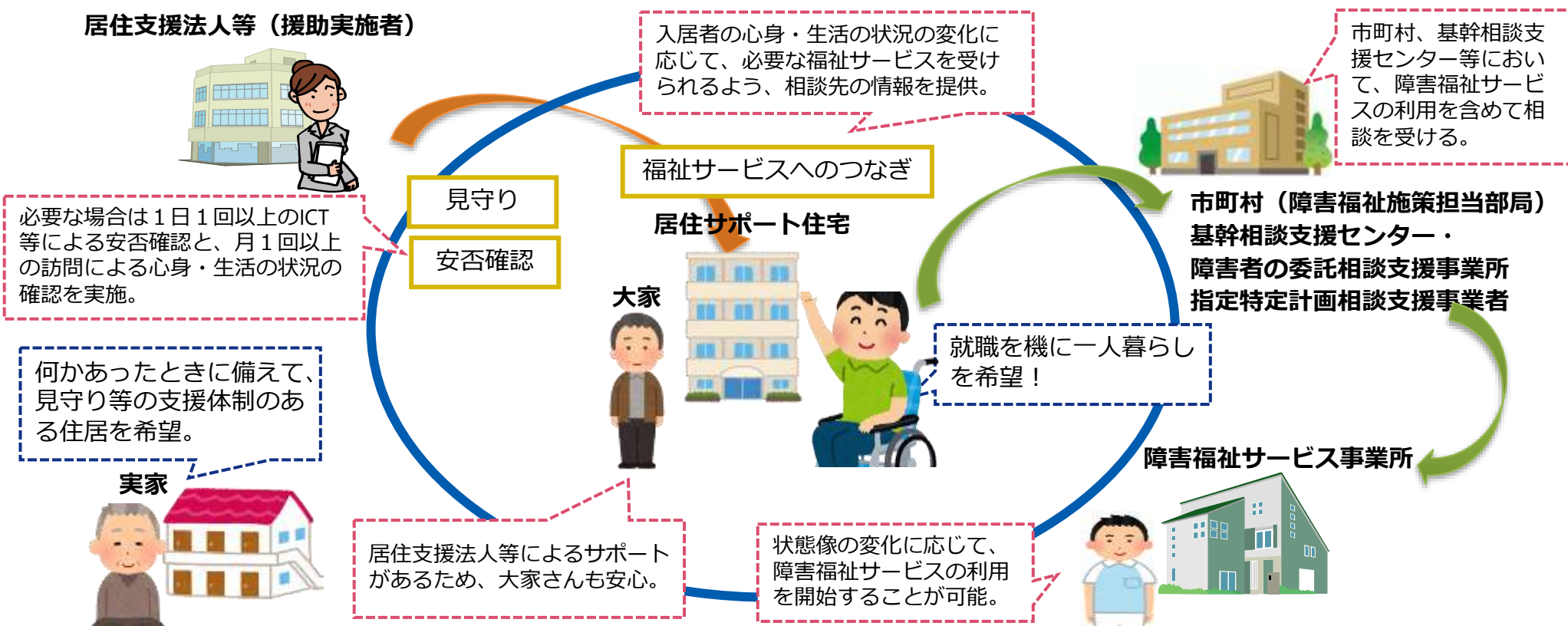
※ 通常の市場家賃よりも家賃を減額した大家に対して補助（自治体が補助を行っている地域に限る）



【ケース①】実家から移行して一人暮らしを希望する身体障害者

現在、障害福祉サービスを利用していない方が一人暮らしを希望する場合、これからは居住サポート住宅も受け皿のひとつになります。居住安定援助による入居中のサポートを受けることで、一般住居よりも、本人、家族ともに安心して生活ができます。また、大家が居住サポート住宅を供給するためにバリアフリー工事を行う場合に、大家に対する改修費の補助があるほか、低額所得者が入居し一定の要件を満たす場合には家賃低廉化補助（※）があります

※ 通常の市場家賃よりも家賃を減額した大家に対して補助（自治体が補助を行っている地域に限る）



	月	火	水	木	金	土	日
午前	民間企業等において一般就労						
午後							

【ケース②】 実家から移行して一人暮らしを希望する知的障害者と自分たちの高齢化等もあり本人へのサポートを希望する両親

両親が自分たちの高齢化も踏まえ、本人が希望する単身生活を検討している場合、これからは居住サポート住宅も受け皿のひとつになります。居住安定援助による入居中のサポートを受けることで、一般住居よりも、本人、家族ともに安心しながら地域で一人暮らしできます。また、大家が居住サポート住宅を供給するために防音・遮音工事を行う場合に、大家に対する改修費の補助があるほか、低額所得者が入居し一定の要件を満たす場合には家賃低廉化補助（※）があります

※ 通常の市場家賃よりも家賃を減額した大家に対して補助（自治体が補助を行っている地域に限る）

居住支援法人等（援助実施者）



必要な場合は1日1回以上のICT等による安否確認と、月1回以上の訪問による心身・生活の状況の確認を実施。

今までは親子で同居してきたが、両親の高齢化等を考慮し、こどもの一人暮らしに向けて見守り等の支援体制のある住居を希望。

実家



見守り

安否確認

入居者の心身・生活の状況の変化に応じて、必要な福祉サービスを受けられるよう、相談先の情報を提供。

福祉サービスへのつなぎ

居住サポート住宅

大家



認定事業者によるサポートがあるため、安心して一人暮らしをスタート！

居住支援法人等によるサポートがあるため、大家さんも安心。

通院

訪問

医療機関

訪問

通所

市町村や基幹相談支援センター等において、障害福祉サービスの利用（追加の支給申請や支給量の変更）を含めて相談を受ける。



市町村（障害福祉施策担当部局）
基幹相談支援センター・
障害者の委託相談支援事業所
指定特定計画相談支援事業者

障害福祉サービス事業所



	月	火	水	木	金	土	日
午前	精神科通院	就労継続支援 B型		就労継続支援 B型	就労継続支援 B型		
午後	訪問看護		居宅介護				

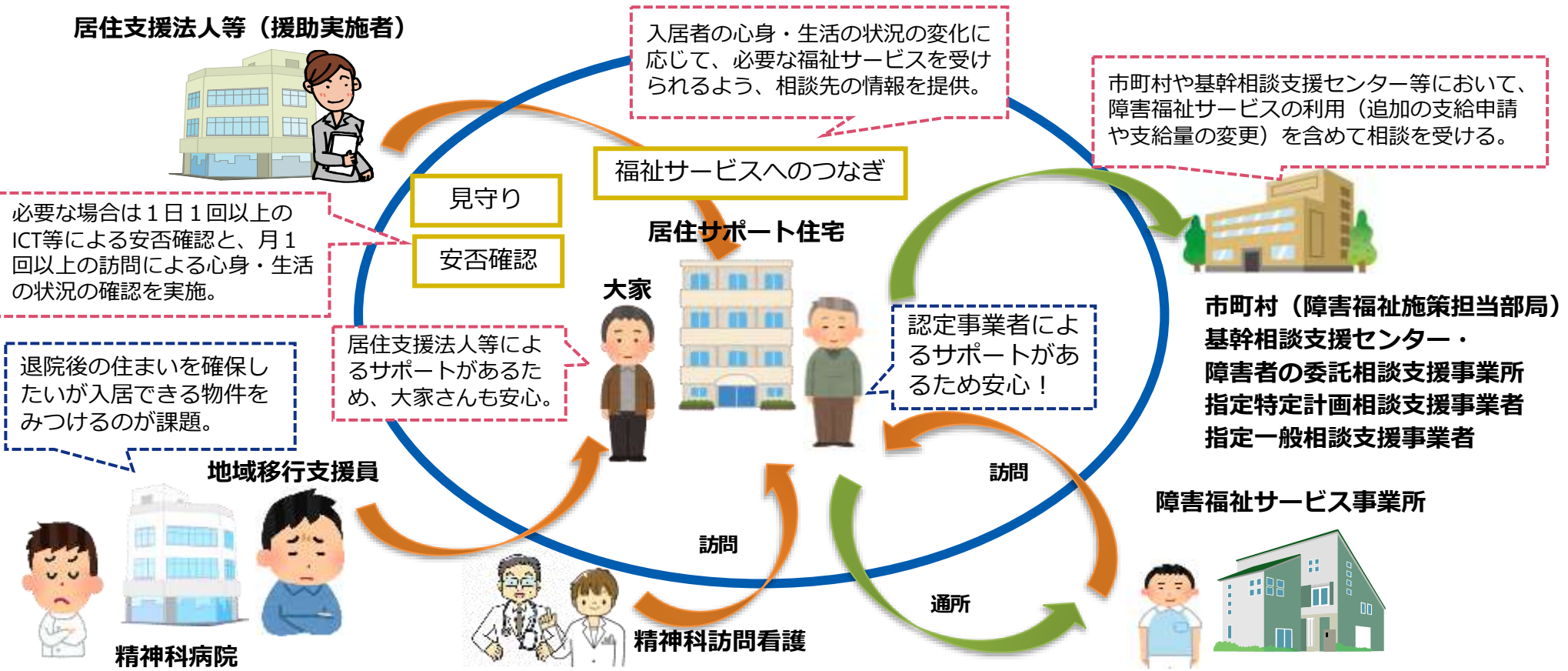
【ケース③】精神科病院を退院した後の入居先を探す精神障害者

精神科病院退院後の住居の確保に悩んでいる方の場合、これからは、居住サポート住宅も地域移行の受け皿のひとつになります。

居住安定援助による入居中のサポートを受けることで、一般住居よりも、安心して生活できます。

低額所得者が入居し一定の要件を満たす場合には家賃低廉化補助（※）があります

※ 通常の市場家賃よりも家賃を減額した大家に対して補助（自治体が補助を行っている地域に限る）



	月	火	水	木	金	土	日
午前	就労継続支援B型	就労継続支援B型	居宅介護	就労継続支援B型		居宅介護	
午後	訪問看護		精神科通院			自立生活援助	

【ケース④】親子・夫婦での同居

以下のような同居を希望するケースにおいても、（世帯用として供給されていることを前提として）居住サポート住宅の利用が想定されます。

親子の同居

引き続き親子での同居を希望しているが、親の高齢化などを踏まえ、親の負担を軽減するとともに、子がより安心して生活することができるよう、

- ・ 親子が一緒に居住サポート住宅に入居する。（※１）
- ・ 建物の一部が居住サポート住宅の場合、居住サポート住宅の部屋に子（障害者）が、居住サポート住宅でない部屋に両親が、それぞれ入居する。

夫婦の同居

障害者の夫婦が一緒に入居する。（※２）

※１

【専用住宅の場合】親子ともに要援助者である場合又は子（障害者）が要援助者で、親と生計を一にする場合は、親子で同居が可能。

【専用住宅以外の場合】要援助者以外も入居可能であるため、親子で同居が可能。

※２

【専用住宅の場合】夫婦ともに要援助者である場合又は片方が要援助者であり夫婦が生計を一にする場合は、夫婦で同居が可能。

【専用住宅以外の場合】要援助者以外も入居可能であるため、夫婦で同居が可能。

認定事業者と障害福祉関係機関との連携について

- 認定事業者は、障害のある入居者の心身・生活の状況の変化に応じて、必要な障害福祉サービスを受けられるよう、市町村の障害福祉施策担当部局や障害者の委託相談支援事業所といった各種相談先の情報を住宅確保要配慮者に提供する。認定事業者が、情報を提供する相談先について困る場合には、自立相談支援機関を情報提供することが想定されている。
- また、地域によっては居住支援協議会等を通じて既に認定事業者と障害福祉関連機関との連携ができており、自立相談支援機関を介さずに市町村の障害福祉施策担当部局等と連携が開始される場合も考えられる。

認定事業者をお願いしたいこと

- ・ 障害福祉に関する相談等があった場合には、認定事業者だけで抱え込まずに障害者の委託相談支援事業等所や自治体に相談していただきたい。
- ・ 住宅確保要配慮者への情報提供の結果、障害福祉サービス等に繋がった場合、当該要配慮者のサービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者等との連携（必要時における連絡手段の確認等）をお願いしたい。
- ・ 居住支援法人等におかれては、自立生活援助の指定を受けて実施主体となることも可能（令和6年の報酬改定において実施主体を緩和）としているところであるので、これを機に積極的にご検討いただきたい。

障害福祉関係機関をお願いしたいこと

- ・ 市町村の障害福祉担当部局は、民間事業者（障害者の委託相談等）とともに、制度の周知を行っていただきたい。
- ・ 障害者の委託相談支援事業所等は、居住サポート住宅を利用している住宅確保要配慮者から相談があった場合には、認定事業者との連携（必要時における連絡手段の確認等）を行っていただきたい。
- ・ 指定特定相談支援事業者は、認定事業者の見守り等の支援もサービス等利用計画に盛り込みつつ、計画相談支援を提供していただきたい。
- ・ 地域生活支援事業の住宅入居等支援事業（居住サポート事業）が未実施の市町村は、事業実施をご検討いただきたい。

参考資料

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について

福祉部局に対応いただきたい事項

- ・ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について、未実施の場合はまずは事業実施をご検討頂くとともに、事業実施自治体含め、今後は居住支援法人との連携についてもお検討いただきたい。

【事業概要（地域生活支援事業）】

賃貸契約による一般住宅（※）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう。

特に、令和7年10月以降は、住宅セーフティネット法に基づく居住サポート住宅の活用が期待できる。

【実施主体】

市町村（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる。）

【対象者】

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。ただし、原則として、現に障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害者に係るものは除く。

【事業の具体的内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

（１）入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援。）

※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。

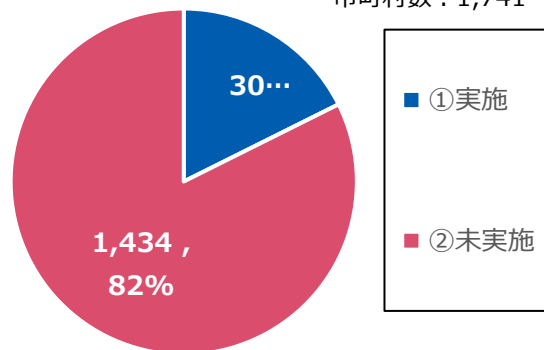
（２）居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。）

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について

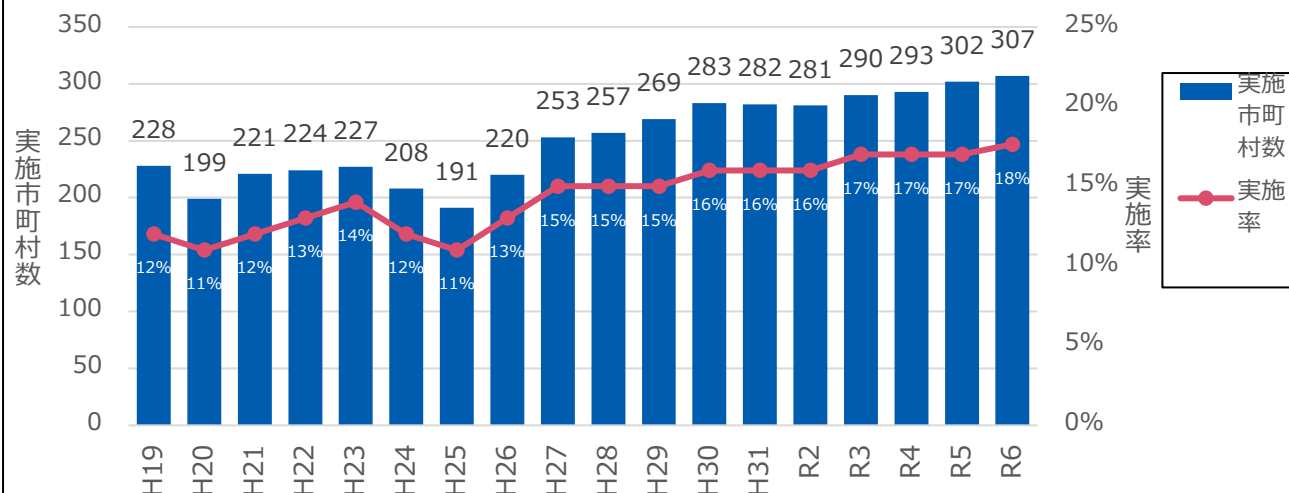
令和6年3月末時点

住宅入居等支援事業の実施状況

市町村数：1,741

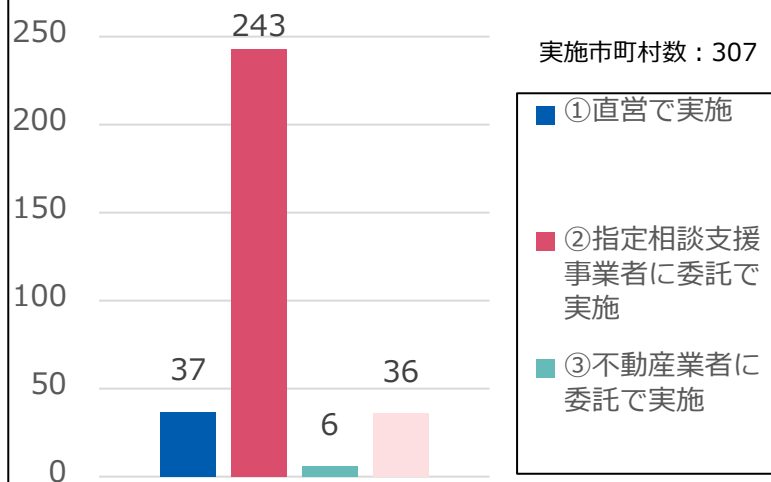


住宅入居等支援事業の実施状況（経年比較）



住宅入居等支援事業の実施方法

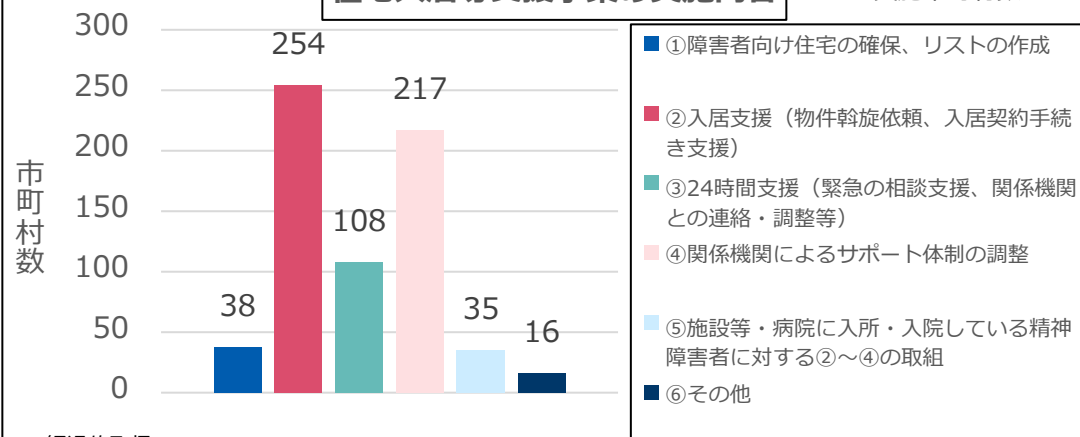
実施市町村数：307



※ 複数回答可であるため、合計数は実施市町村数と一致しない。

住宅入居等支援事業の実施内容

実施市町村数：307



※経過措置扱い

現に障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対する入居支援及び居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整及び24時間支援については、地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるもの。

※ 複数回答可であるため、合計数は実施市町村数と一致しない。

住宅入居等支援事業実施自治体（令和6年3月時点）

北海道 (33市町村)	札幌市	岩手県 (12市町村)	宮古市	埼玉県 (18市町村)	さいたま市	神奈川県 (5市町村)	鎌倉市	京都府 (6市町村)	京都市	島根県 (4市町村)	松江市	熊本県 (4市町村)	上天草市	
	釧路市		花巻市		川越市		藤沢市		福知山市		浜田市		阿蘇市	
	帯広市		北上市		川口市		逗子市		宮津市		江津市		天草市	
	北見市		陸前高田市		秩父市		寒川町		八幡市		美郷町		菊陽町	
	千歳市		滝沢市		所沢市		大磯町		京田辺市		岡山市	大分県 (3市町村)	中津市	
	深川市		紫波町		深谷市	新潟市	京丹波町	倉敷市	宮崎県 (7市町村)	津久見市				
	富良野市		矢巾町		戸田市	長岡市	大阪市	玉野市		宇佐市				
	登別市		住田町		久喜市	五泉市	堺市	和気町		宮崎市				
	恵庭市		大槌町		富士見市	佐渡市	岸和田市	早島町		都城市				
	伊達市		山田町		蓮田市	弥彦村	高槻市	三原市		日南市				
	乙部町		岩泉町		幸手市	出雲崎町	守口市	尾道市		西都市				
	積丹町		田野畑村		ふじみ野市	実施なし	八尾市	福山市		綾町				
	由仁町	仙台市	白岡市		山梨県 (6市町村)	かほく市	大阪府 (16市町村)	富田林市		広島県 (7市町村)	東広島市	山口県		高鍋町
	新十津川町	石巻市	横瀬町			実施なし		松原市	廿日市市		新富町			
	妹背牛町	気仙沼市	皆野町			甲府市		大東市	安芸高田市		鹿児島県 (11市町村)	鹿児島市		
	秩父別町	登米市	長瀬町			富士吉田市		箕面市	世羅町			鹿屋市		
	北竜町	東松島市	小泉野町			山梨市		羽曳野市	実施なし			鹿屋市		
	沼田町	富谷市	杉戸町			笛吹市		東大阪市	鳴門市	垂水市				
	当麻町	大河原町	市川市	西桂町		四條畷市		小松島市	霧島市					
	比布町	松島町	松戸市	鳴沢村	大阪狭山市	勝浦町		さつま町						
愛別町	大和町	成田市	塩尻市	阪南市	上勝町	東串良町								
上川町	大郷町	佐倉市	千曲市	熊取町	那賀町	錦江町								
上富良野町	大衡村	東金市	立科町	豊岡市	上板町	南大隅町								
中富良野町	涌谷町	習志野市	大鹿村	赤穂市	高松市	香川県 (4市町村)		肝付町						
南富良野町	女川町	柏市	山形村	西脇市	さぬき市	愛媛県 (4市町村)		天城町						
占冠村	秋田市	鎌ヶ谷市	朝日村	宝塚市	東かがわ市			伊仙町						
苫前町	横手市	浦安市	筑北村	加西市	三木町			那覇市						
青森県 (13市町村)	白老町	湯沢市	印西市	岐阜県	坂城町	和歌山県 (7市町村)		宇和島市	高知県	石垣市	沖縄県 (8市町村)		浦添市	
	洞爺湖町	小坂町	山武市		実施なし			市川町		新居浜市			糸満市	
	鹿追町	大潟村	大網白里市		沼津市			神河町		伊予市			糸満市	
	本別町	会津若松市	九十九里町		藤枝市			三宅町		鬼北町			沖繩市	
	標茶町	田村市	芝山町	静岡県 (4市町村)	裾野市			黒滝村	実施なし	福岡県 (9市町村)	豊見城市			
	羅臼町	三春町	横芝光町		小山町	新宮市		北九州市	嘉手納町					
	弘前市	福島県 (4市町村)	小野町		名古屋市	紀美野町		福岡市	新上五島町					
	八戸市				豊橋市	那智勝浦町		久留米市						
	黒石市				刈谷市	太地町	直方市							
	青森県 (13市町村)	五所川原市	水戸市	台東区	愛知県 (9市町村)	豊田市	和歌山県 (7市町村)	飯塚市	佐賀県 (1市町村)		長崎市	長崎県 (5市町村)		
		むつ市	伊勢崎市	墨田区		犬山市		古座川町			柳川市			西海市
		平川市	館林市	江東区		大府市		北山村			嘉麻市			長与町
		田舎館村	渋川市	世田谷区		日進市		串本町			鞍手町			時津町
板柳町		富岡市	中野区	田原市		鳥取市		みやこ町						
佐井村		榛東村	江戸川区	豊根村		米子市	みやき町							
五戸町		吉岡町	八王子市	三重県 (1市町村)		志摩市	鳥取県 (6市町村)	倉吉市	長崎県 (5市町村)	長崎市	長崎県 (5市町村)			
田子町		中之条町	三鷹市		長浜市	岩美町		西海市						
階上町		長野原町	小金井市		甲賀市	琴浦町		長与町						
新郷村		草津町	小平市	湖南市	北栄町	時津町								
		草津町	清瀬市	滋賀県 (3市町村)					新上五島町					
		玉村町	御蔵島村											
		大泉町												

10

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

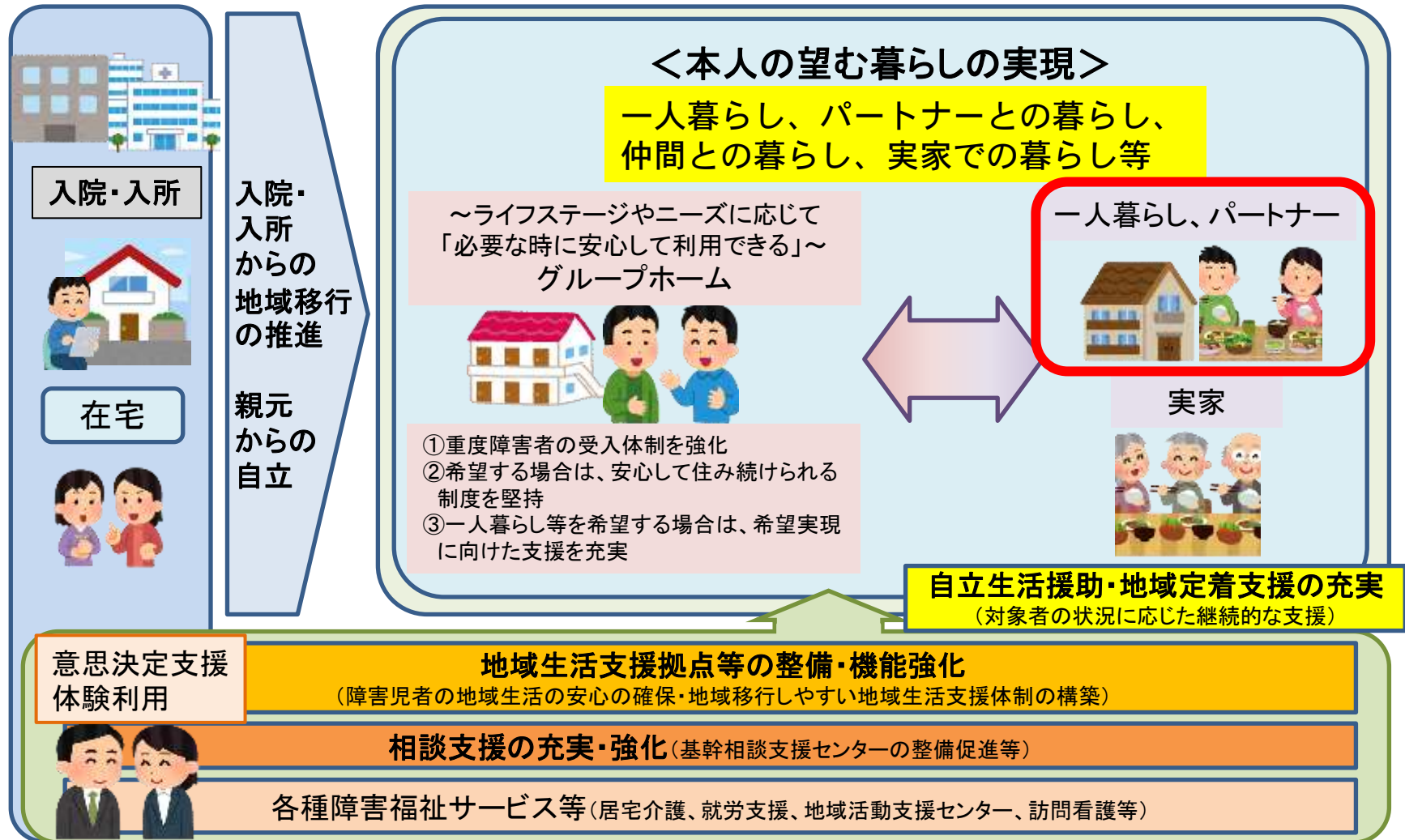
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

障害者の地域生活支援施策の充実

障害者が希望する地域生活の実現及び継続を支援するため、**障害者の地域生活支援施策を充実・強化。**



相談支援の流れ（イメージ）

相談窓口（受付）



自治体や相談支援事業所はどこでも、相談をまずは受け止め、丁寧に話を聞き、相談の内容を整理します。他機関等による支援が適切である場合には、その機関に丁寧につなぎます。

どこに相談してよいかわからない場合は、市町村が基幹相談支援センターにまずは相談します。

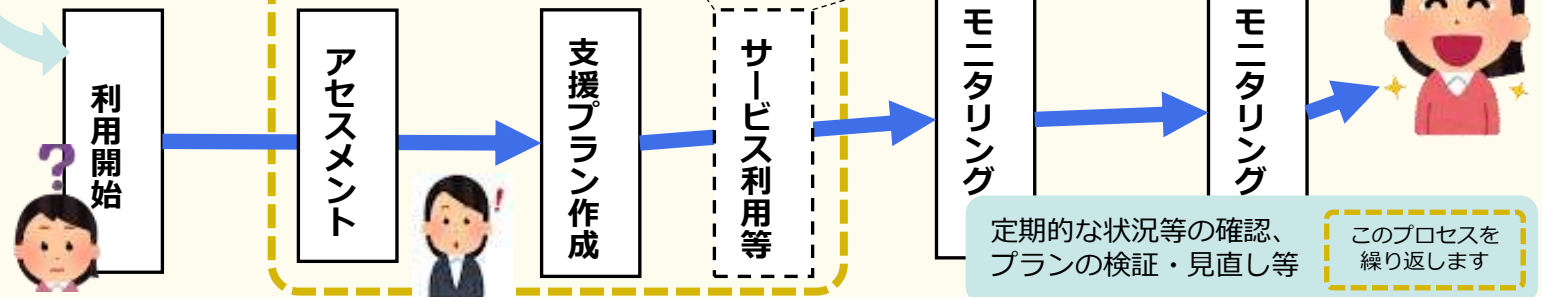
相談は本人のみならず、家族・親族や地域住民、関係機関等からの相談も受け付けます。

継続した相談支援

障害福祉サービス等を利用しない場合



障害福祉サービス等を利用する場合



計画相談以外であっても相談支援専門員は原則としてケアマネジメントの技法を用いて支援を行います。

- ① ケアマネジメントを提供することを基本としながら、その過程で（並行して）、
- ② 面談や同行等をしながら、不安の解消や本人が前向きになったり、主体的に取り組む方向に向けた働きかけ等を行うこと、本人の希望する暮らしのイメージを具体化するための取組等を行います。（エンパワメント・意思決定支援）
- ③ 利用者が希望する日常生活を継続するために必要な支援を直接行うこともあります。

このように支援を通じて、本人の希望する暮らしのイメージ形成や実現に伴走します。

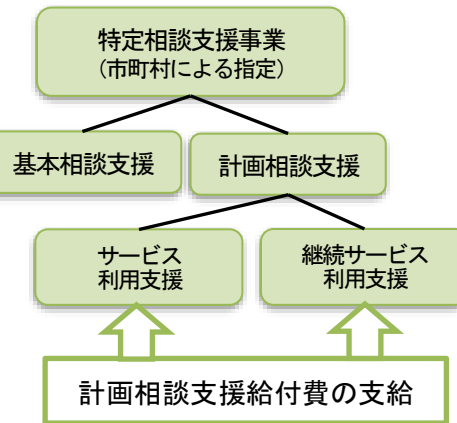
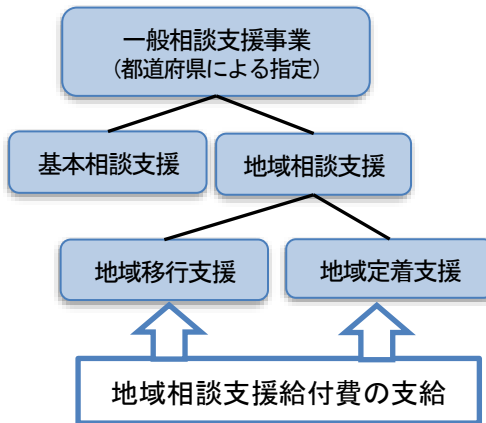
例



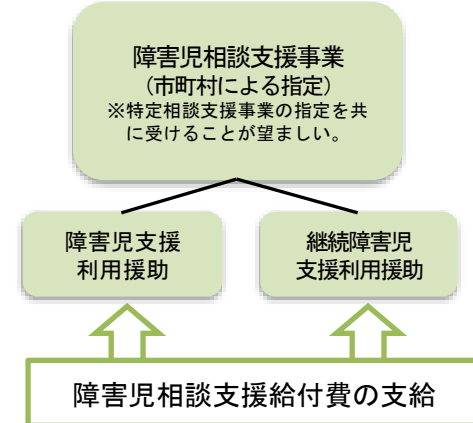
障害者総合支援法における相談支援事業の体系

個別給付で提供される相談支援

<障害者総合支援法>



<児童福祉法>



地域生活支援事業により実施される相談支援

実施主体は市町村

※ 適切な一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者へ委託可能

障害者相談支援事業（必須事業）
※主に個別給付による相談支援の対象とならない障害者等に対する相談支援を行う（基本相談支援のみを行う場合等）。

地方交付税措置

基幹相談支援センター

※地域の中核的な機関として、総合的・専門的な相談支援を行うと共に、地域の相談支援体制強化の取組等を行う。

地方交付税措置



基幹相談支援センター
機能強化事業（補助金）

現行の相談支援体制の概略

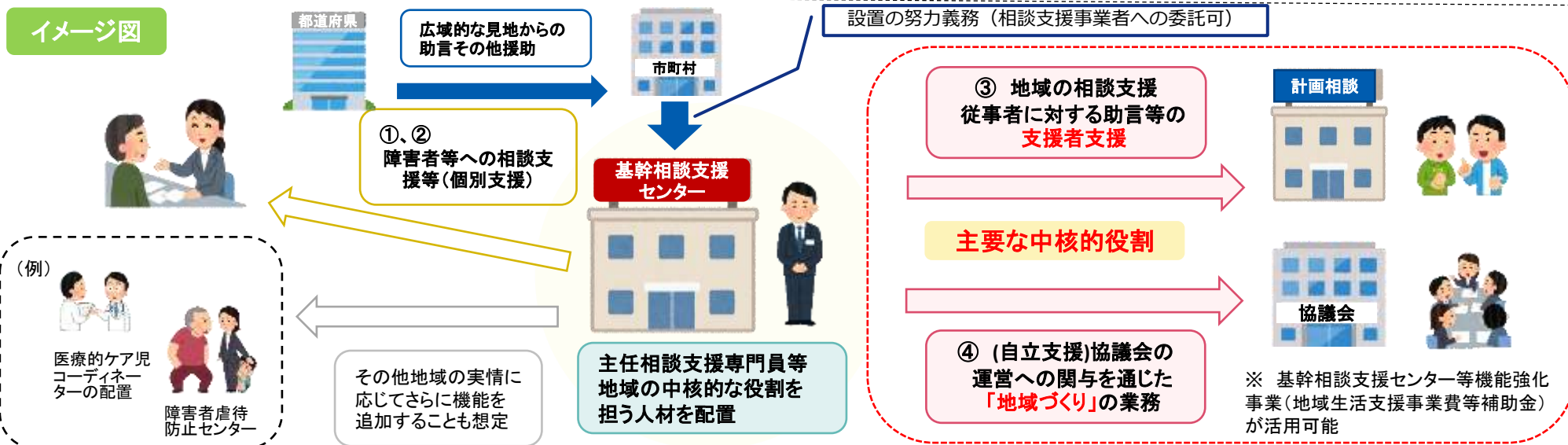
相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員（業務に支障なければ兼務可）、管理者	- 基本相談支援 - 計画相談支援等 - サービス利用支援、 - 継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり	■ 10,563ヶ所（R2.4）23,729人 11,050ヶ所（R3.4）25,067人 11,472ヶ所（R4.4）26,028人 11,846ヶ所（R5.4）27,028人 12,324ヶ所（R6.4）28,661人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,209ヶ所（18%）
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者（兼務可）、うち1以上は相談支援専門員、管理者	- 基本相談支援 - 地域相談支援等 - 地域移行支援 - 地域定着支援	■ 3,551ヶ所（R2.4） 3,543ヶ所（R3.4） 3,671ヶ所（R4.4） 3,861ヶ所（R5.4） 3,837ヶ所（R6.4）
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） - 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導） - 社会生活を高めるための支援 - ピアカウンセリング - 権利擁護のために必要な援助 - 専門機関の紹介 等	■ 全部又は一部を委託 1,560市町村（90%） ■ 単独市町村で実施 1,056市町村（61%） ※全市町村が実施 （地域生活支援事業必須事業）
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師	- 障害者相談支援事業（77条1項3号）・成年後見制度利用支援事業（77条1項4号） - 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務 - 地域の相談支援従事者に対する相談、助言、指導その他の援助 （自立支援）協議会の運営への関与を通じた関係機関等の連携の緊密化 ※権利擁護・虐待防止（虐待防止センターの受託）	■ 1,741市町村中 778市町村（R2.4）45% 873市町村（R3.4）50% 928市町村（R4.4）53% 973市町村（R5.4）56% 1,045市町村（R6.4）60% ※箇所数は1,309ヶ所（R6.4）

基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする**施設**。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号) } 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)
- ※ また、**都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(同条第7項) **新**

③④が主要な
「中核的な役割」

イメージ図



障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
訪問系	介護給付	居宅介護 者 児	212,509	22,628
		重度訪問介護 者	13,790	7,618
		同行援護 者 児	27,511	5,739
		行動援護 者 児	16,564	2,335
		重度障害者等包括支援 者 児	42	12
日中活動系	施設系	短期入所 者 児	62,428	6,560
		療養介護 者	21,170	259
		生活介護 者	304,920	12,973
居住支援系	訓練等給付	施設入所支援 者	122,026	2,526
		自立生活援助 者	1,178	284
		共同生活援助 者	199,550	14,247
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） 者	2,204	185
		自立訓練（生活訓練） 者	15,510	1,383
		就労移行支援 者	37,249	2,839
		就労継続支援（A型） 者	85,116	4,384
		就労継続支援（B型） 者	381,894	18,427
		就労定着支援 者	18,385	1,703

（注） 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 6 年 12 月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
障害児通所系 訪問系 入所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 センター 児	198,692	13,566
		児童発達支援 センター以外 児		
	相談支援に係る給付	放課後等デイサービス 児	377,599	22,584
		居宅訪問型児童発達支援 児	392	130
		保育所等訪問支援 児	26,968	2,369
		福祉型障害児入所施設 児	1,267	183
		医療型障害児入所施設 児	1,705	200
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 者 児	261,238	10,568
		障害児相談支援 児	94,642	6,930
		地域移行支援 者	721	369
		地域定着支援 者	4,638	548

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない） ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

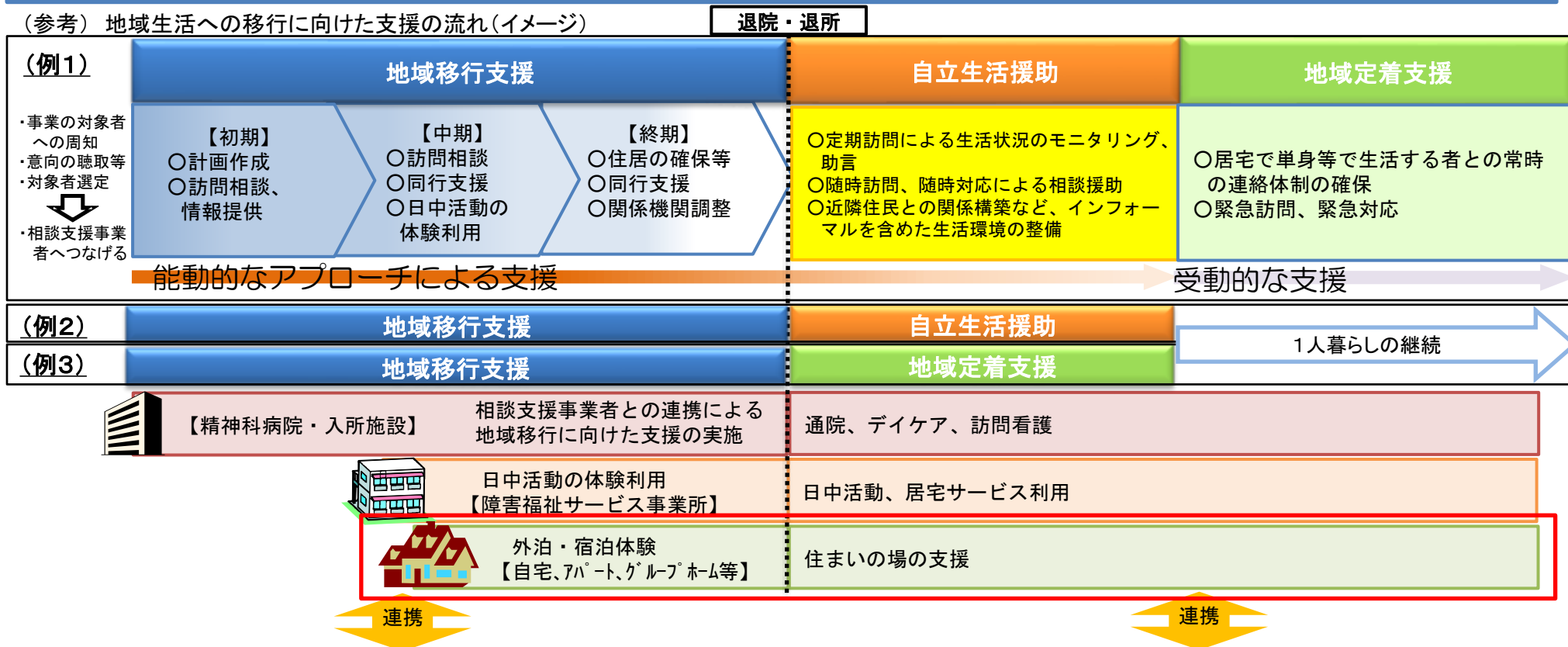
（注） 1.表中の「 者 」は「障害者」、「 児 」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 6 年 12月サービス提供分（国保連データ）

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)



自立支援協議会によるネットワーク化

市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

地域移行支援

○ 対象者

- 以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
 - 障害者支援施設、療養介護を行う病院、救護施設・更生施設、矯正施設又は更生保護施設に入所している障害者等
 - ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
 - 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者

○ サービス内容

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
- 地域移行にあたっての障害福祉サービスの体験的な利用支援
- 地域移行にあたっての体験的な宿泊支援

○ 主な人員配置

- 従業者
 - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○ 報酬単価 (令和6年4月～)

■ 基本報酬

地域移行支援サービス費(Ⅰ)	3,613単位/月
地域移行支援サービス費(Ⅱ)	3,157単位/月
地域移行支援サービス費(Ⅲ)	2,422単位/月

(Ⅰ)の算定要件

- ①社会福祉士又は精神保健福祉士、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。
- ②前年度に地域移行した利用者が3人以上であること。
- ③障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。

(Ⅱ)の算定要件

- ①上記①及び③を満たしていること。
- ②前年度に地域移行した利用者が1人以上であること。

■ 主な加算

集中支援加算

利用者との対面による支援を月6日以上行った場合
500単位

障害福祉サービスの体験利用加算

障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合
開始日～5日目 500単位
6日目～15日目 250単位

宿泊体験加算

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 300単位/日
夜間の見守り等の支援を行った場合 700単位/日

退院・退所月加算

退院・退所する月に加算
2,700単位
精神科病院において、1年未満で退院する場合 +500単位/月

居住支援連携体制加算

居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合
35単位/月

地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度

居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合
500単位/回

ピアサポート体制加算

研修を修了したピアサポーター等を配置した場合
100単位/月

○ 事業所数

369 (国保連令和 6 年 12 月実績)

○ 利用者数

721 (国保連令和 6 年 12 月実績) 20

自立生活援助

○対象者

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等や居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者

○サービス内容

■ 居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

○主な人員配置

■ サービス管理責任者
・常勤専従である場合 60:1以上 ・常勤以外の場合 30:1以上
■ 地域生活支援員1以上（25:1が標準）
・サービス管理責任者と地域生活支援員は兼務が可能。
・自立生活援助事業所と併設する地域相談支援事業所を一体的に運営している場合は、サービス管理責任者と相談支援専門員を兼務可能。

○報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬		
自立生活援助サービス費（Ⅰ） 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所等又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内の場合 ・地域生活支援員30:1未満 [1,566単位] ・地域生活支援員30:1以上 [1,095単位]	自立生活援助サービス費（Ⅱ） （Ⅰ）以外の場合 ・地域生活支援員30:1未満 [1,172単位] ・地域生活支援員30:1以上 [821単位]	自立生活援助サービス費（Ⅲ） （Ⅰ）（Ⅱ）以外の場合 利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合 [700単位]
■ 主な加算		
ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位／月	集中支援加算 自立生活援助サービス費（Ⅰ）を算定している場合に限り、1月に6回以上、利用者の居宅を訪問することにより、自立生活援助を行った場合 500単位／月	同行支援加算 月2回まで 500単位／月 月3回 750単位／月 月4回以上 ,1,000単位／月
緊急時支援加算（Ⅰ） ※地域生活支援拠点等の場合 +50単位／日 緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅への訪問等による支援を行った場合 711単位／日	日常生活支援情報提供加算 ※月1回を限度 あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合 100単位／回	居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位／月 地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位／回
緊急時支援加算（Ⅱ） 緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合 , 94単位／日		

○事業所数

284（国保連令和 6 年12月実績）

○利用者数

1,178（国保連令和 6 年12月実績）

地域定着支援

○ 対象者

- 以下の者のうち、居宅において地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。
 - 単身で生活する障害者
 - 同居している家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある障害者
 - 同居している家族等に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている障害者
 - ※施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。
 - ※グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外。

○ サービス内容

- 常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い利用者の状況を把握
- 障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談等の支援
- 関係機関との連絡調整や一時的な滞在による支援

○ 主な人員配置

- 従業者
 - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

地域定着支援サービス費	体制確保費	315単位／月（毎月算定）
	緊急時支援費（Ⅰ）	734単位／日（緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定）
	※地域生活支援拠点等の場合	+50単位／日
	緊急時支援費（Ⅱ）	98単位／日（緊急時に電話による相談援助を行った場合に算定）

■ 主な加算

日常生活支援情報提供加算

あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合 100単位／回

居住支援連携体制加算

居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位／月

ピアサポート体制加算

研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位／月

地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度

居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位／回

○ 事業所数

548（国保連令和 6 年 12月実績）

○ 利用者数

4,638（国保連令和 6 年 12月実績）

グループホームの概要

- ☆ 障害のある方が**地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場。**
- ☆ 1つの住居の利用者数の平均は**6名程度。**

具体的な利用者像

- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなり単身生活には不安がある方 など

具体的な支援内容

- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

必要な設備等

- ☆ **共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要**
- ☆ **ユニットの入居定員は2人以上10人以下**
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ☆ 居室の定員：原則1人
- ☆ 居室面積：収納設備を除き**7.43㎡**

★住宅地に立地

★入居定員は原則10名以下

- ※ 既存の建物を利用する場合は20名以下、都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下とすることができる。
- ※ 日中サービス支援型の場合、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。（定員の合計は20人以下）

利用者数の推移



R6.12月実績

	グループホーム（共同生活援助）		
	（介護サービス包括型）	（日中サービス支援型）	（外部サービス利用型）
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	・主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助 ・居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助（日中サービス支援型を除く。）		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
報酬単位	障害支援区分に応じて 600単位～171単位	障害支援区分に応じて 997単位～253単位	171単位～115単位 標準的な時間に応じて (受託居宅介護サービス) 96単位～
事業所数	11,857事業所	1,242事業所 (平成30年4月～)	1,148事業所
利用者数	167,004人	18,441人 (平成30年4月～)	14,105人

利用者数合計 199,550人

事業所数・利用者数については、国保連令和6年12月サービス提供分実績

グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

現状・課題

令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

- グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
- 近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

見直し内容

- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、**グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。**

※ ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

見直しのイメージ

現行の支援内容



- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施



一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を**希望する入居者**に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。



支援(例)

GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援

GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定による見直し

【現行】自立生活支援加算 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度

【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** 1,000単位/月 * 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。

(現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象

(新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** 80単位/日 * 移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。

※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】 **ピアサポート実施加算** 100単位/月 * 自立支援加算(Ⅲ)に加算

【新設】 **居住支援連携体制加算** 35単位/月、**地域居住支援体制強化推進加算** 500単位/回 (月1回を限度)

* 自立支援加算(Ⅰ)に加算。移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

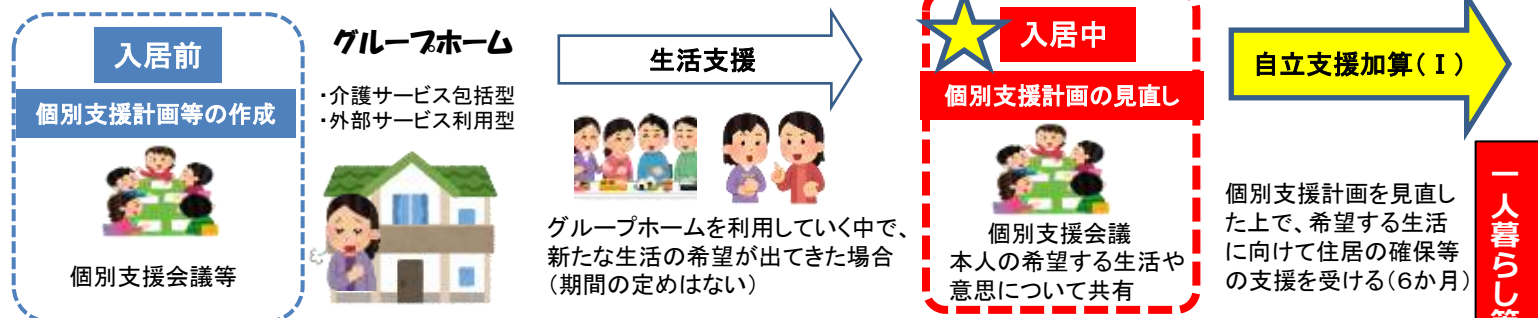
*** 居住支援連携体制加算は、
居住支援法人又は居住支援協議会と連携した場合に加算。**

②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】 **退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** 2,000単位/月 * 退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。

【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** 100単位/月 * 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



* サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

3. 退居後の支援

退居後共同生活援助サービス費

新しい暮らしに馴染むため、一定期間、関係性のあるグループホームの職員が訪問により支援(3か月)



障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

【地域生活支援拠点等が担うべき機能（障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) * 複数の市町村で共同設置可

地域生活における安心の確保

障害者

日常的な生活支援
・相談支援事業者
・サービス事業者等

○ 地域生活支援拠点等

(地域生活の緊急時対応や地域移行を推進する機能を地域で整備)

拠点コーディネーター

緊急時に備えた相談・緊急時の対応

地域移行の推進(体験の機会・場の確保等)

地域生活への移行・継続の支援

地域移行に関する支援
・医療機関からの地域移行
・入所施設からの地域移行
・親元からの自立等

○ 基幹相談支援センター(地域の相談支援の中核機関)

○ 協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

（自立支援）協議会について

経緯

- （自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、（自立支援）協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、（自立支援）協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

概要

- （自立支援）協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法89条の3第1項）
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更**しようとする場合、あらかじめ、（自立支援）協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。（法88条第9項、89条第7項）
- 設置状況（R6.4月時点） 市町村：1,689自治体(設置率約97%) ※協議会数：1,212箇所
都道府県：47自治体(設置率100.0%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。

（想定される例）

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、**不動産関係業者**、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等